

# 受動喫煙防止対策に関する調査報告書

令和3年12月

北海道

# 目 次

1. 調査の概要	
1-1 調査の目的	1
1-2 調査の内容	1
1-3 調査結果の概要	1
2. 調査の結果	
2-1 第一種施設	5
2-2 第二種施設	10
2-3 飲食店	22

## 1. 調査の概要

### 1-1 調査の目的

道内の公共施設及び民間施設における受動喫煙防止対策の状況等を把握し、道の基本的施策や個別の施策等の進捗管理を行うとともに、防止対策を推進する上での課題等の検討に当たっての基礎資料を得ることを目的とする。

### 1-2 調査の内容

- 1-2-1 調査地域 北海道全域
- 1-2-2 調査対象 北海道内に所在する公共施設及び民間施設  
※ただし、以下の施設は、北海道において調査を実施しているため除外している
- (1) 医療機関を除く市町村立の施設
  - (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
  - (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する認可保育所
  - (4) 児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する認可外保育施設
  - (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- 1-2-3 調査方法 郵送による配布及び回収  
※調査の際は、健康増進法における類型等に基づき、「第一種施設」「第二種施設」「飲食店」の調査票を作成し、それぞれを無作為抽出により選定した施設に発送した。
- 1-2-4 発送数等 発送数：5,000、不着等を除いた実質標本数：4,759  
回答数：2,449（実質標本数に対する回答率：51.5%）
- 1-2-5 調査期間 令和 3 年（2021 年）11 月 9 日～令和 3 年（2021 年）11 月 26 日

### 1-3 調査結果の概要

#### 1-3-1 調査に関する留意事項

- ・回答数は無回答や無効回答（設問に対し、回答規則に反するもの）を除いているため、回収したサンプル数とは異なる場合がある。
- ・集計結果は、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表示しているため、割合の合計が 100.0 にならない場合がある。
- ・複数の選択肢を回答可能な設問については、各選択肢の回答数を回答施設全体で割った割合を表示している。そのため、回答数の合計は回答施設全体を、各選択肢の割合の合計は 100.0 を超える場合がある。

1-3-2 業種区分

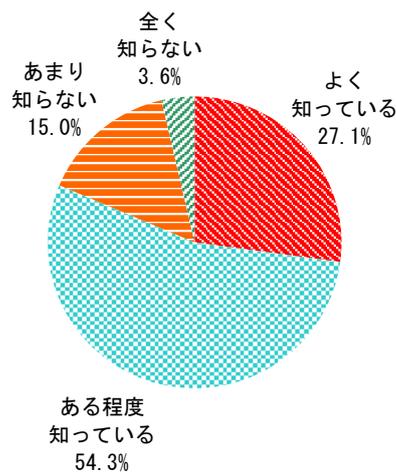
No.	施設区分	業種区分	対象施設
1	第一種施設	学校	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
2		病院	病院
3		診療所	有床診療所、無床診療所、歯科診療所
4		薬局等	薬局、助産所、施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）
5		国の機関(第一種施設)	行政機関の庁舎などの国の機関
6	第二種施設	劇場等	劇場、映画館、興行場
7		競馬場等	競馬場、競輪場
8		集会場等	集会場、冠婚葬祭施設、火葬場、宗教関係施設
9		屋内運動施設	体育館（道立、市町村立除く）、ボウリング場、フィットネスクラブなどの屋内運動施設
10		理容室等	理容室、美容室、公衆浴場（市町村立除く）
11		百貨店等	百貨店、総合スーパー、食品店、ドラッグストア
12		コンビニエンスストア	コンビニエンスストア
13		銀行等	銀行、保険会社などの金融機関、郵便局
14		駅舎等	駅舎、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル等
15		動物園等	動物園、植物園、遊園地、水族館、ゴルフ場、サッカー場などの屋外運動施設等
16		高齢者施設	特別養護老人ホーム、有料老人ホームなど的高齢者施設
17		宿泊施設	ホテル、旅館などの宿泊施設
18		国の機関(第二種施設)	裁判所、刑務所などの国の機関
19	飲食店	飲食店	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店

1-3-3 業種区分別回答状況（全体の回答数等）

No.	施設区分	業種区分	対象数 (A)	不着等を除いた 実質標本数 (B)	回答数 (C)	回答率 (%) (C/B)	<参考> 対象数に対する 回答率 (%) (C/A)
1	第一種施設	学校	76	73	59	80.8	77.6
2		病院	54	54	42	77.8	77.8
3		診療所	318	317	194	61.2	61.0
4		薬局等	234	227	134	59.0	57.3
5		国の機関(第一種施設)	58	58	54	93.1	93.1
6	第二種施設	劇場等	28	27	16	59.3	57.1
7		競馬場等	4	4	2	50.0	50.0
8		集会場等	228	221	140	63.3	61.4
9		屋内運動施設	67	61	27	44.3	40.3
10		理容室等	592	555	241	43.4	40.7
11		百貨店等	59	55	39	70.9	66.1
12		コンビニエンスストア	119	115	82	71.3	68.9
13		銀行等	218	205	144	70.2	66.1
14		駅舎等	129	125	95	76.0	73.6
15		動物園等	110	106	72	67.9	65.5
16		高齢者施設	146	136	99	72.8	67.8
17		宿泊施設	98	92	39	42.4	39.8
18		国の機関(第二種施設)	77	76	59	77.6	76.6
19	飲食店	飲食店	2,385	2,252	911	40.5	38.2
合計			5,000	4,759	2,449	51.5	49.0

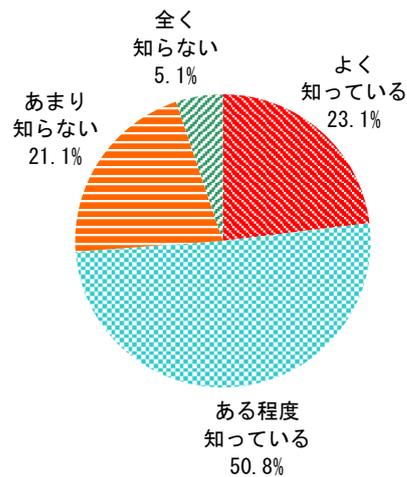
1-3-4 業種区分別回答状況（健康増進法の改正内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている (%)	ある程度知っている (%)	あまり知らない (%)	全く知らない (%)
1	第一種施設	学校	59	45.8	42.4	10.2	1.7
2		病院	41	58.5	41.5	0.0	0.0
3		診療所	195	21.5	50.8	21.5	6.2
4		薬局等	133	21.1	49.6	24.1	5.3
5		国の機関（第一種施設）	54	35.2	59.3	5.6	0.0
6	第二種施設	劇場等	16	18.8	62.5	18.8	0.0
7		競馬場等	2	100.0	0.0	0.0	0.0
8		集会場等	138	10.9	48.6	29.0	11.6
9		屋内運動施設	27	33.3	59.3	7.4	0.0
10		理容室等	240	17.1	49.6	25.8	7.5
11		百貨店等	38	26.3	63.2	7.9	2.6
12		コンビニエンスストア	81	16.0	58.0	21.0	4.9
13		銀行等	143	24.5	55.9	14.0	5.6
14		駅舎等	94	41.5	46.8	11.7	0.0
15		動物園等	71	38.0	52.1	9.9	0.0
16		高齢者施設	99	26.3	60.6	10.1	3.0
17		宿泊施設	39	20.5	56.4	20.5	2.6
18		国の機関（第二種施設）	59	54.2	39.0	6.8	0.0
19	飲食店	飲食店	906	28.8	58.8	10.5	1.9
合計			2,435	27.1	54.3	15.0	3.6



1-3-5 業種区分別回答状況（北海道受動喫煙防止条例の内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている (%)	ある程度知っている (%)	あまり知らない (%)	全く知らない (%)
1	第一種施設	学校	59	32.2	52.5	13.6	1.7
2		病院	41	46.3	46.3	7.3	0.0
3		診療所	195	19.0	48.7	22.6	9.7
4		薬局等	133	15.0	45.9	31.6	7.5
5		国の機関（第一種施設）	54	33.3	51.9	13.0	1.9
6	第二種施設	劇場等	16	6.3	68.8	25.0	0.0
7		競馬場等	2	100.0	0.0	0.0	0.0
8		集会場等	138	9.4	43.5	35.5	11.6
9		屋内運動施設	27	25.9	48.1	22.2	3.7
10		理容室等	239	12.1	46.4	31.8	9.6
11		百貨店等	38	21.1	57.9	18.4	2.6
12		コンビニエンスストア	81	11.1	54.3	27.2	7.4
13		銀行等	144	21.5	47.2	25.0	6.3
14		駅舎等	94	30.9	45.7	21.3	2.1
15		動物園等	71	29.6	50.7	19.7	0.0
16		高齢者施設	99	19.2	54.5	22.2	4.0
17		宿泊施設	39	20.5	35.9	38.5	5.1
18		国の機関（第二種施設）	59	55.9	25.4	15.3	3.4
19	飲食店	飲食店	908	26.3	56.4	14.2	3.1
合計			2,437	23.1	50.8	21.1	5.1

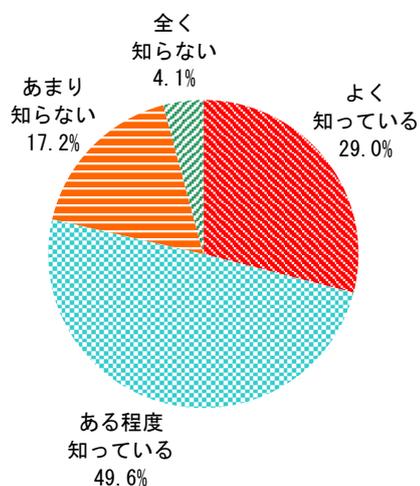


## 2. 調査の結果

### 2-1 第一種施設

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

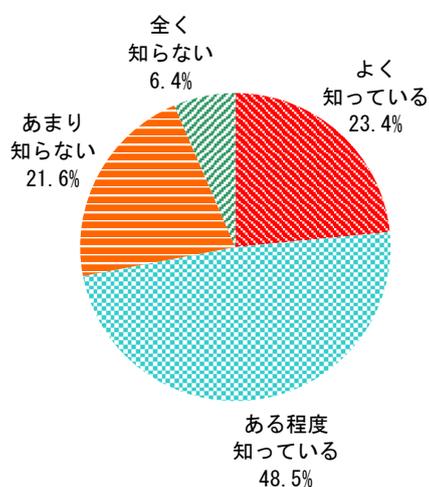
選択肢	回答数	%
よく知っている	140	29.0
ある程度知っている	239	49.6
あまり知らない	83	17.2
全く知らない	20	4.1
合計	482	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると78.6%であり、約8割が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
よく知っている	113	23.4
ある程度知っている	234	48.5
あまり知らない	104	21.6
全く知らない	31	6.4
合計	482	100.0

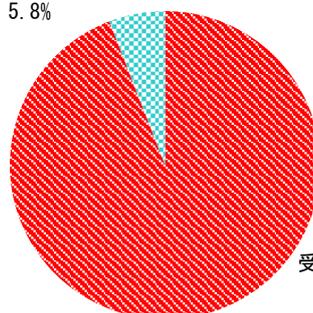


北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると71.9%であり、約7割が条例の内容を知っていると回答した。

問3 貴施設では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
受動喫煙防止対策に取り組んでいる	452	94.2
受動喫煙防止対策に取り組んでいない	28	5.8
合計	480	100.0

受動喫煙防止対策に取り組んでいない  
5.8%



受動喫煙防止対策に取り組んでいる  
94.2%

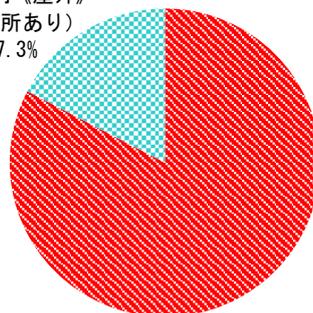
受動喫煙防止対策の取組について、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」が94.2%と、多くの施設が対策に取り組んでいると回答した。

※問3で「1. 取り組んでいる」と回答した方にお聞きします。

問4 貴施設が取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。（1つに○）

選択肢	回答数	%
敷地内全面禁煙（屋内・屋外が全面禁煙）	372	82.7
屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙所あり）	78	17.3
合計	450	100.0

屋内全面禁煙  
（敷地内《屋外》  
に喫煙所あり）  
17.3%

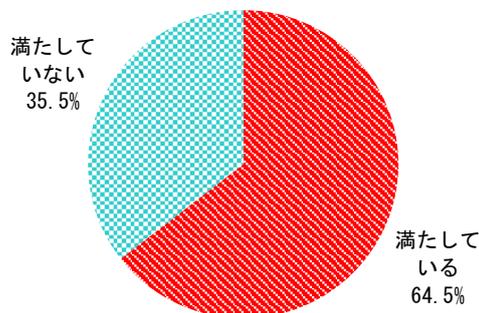


敷地内全面禁煙  
（屋内・屋外が  
全面禁煙）  
82.7%

受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、対策の内容について聞いたところ、「敷地内全面禁煙（屋内・屋外が全面禁煙）」の割合が82.7%と、約8割が敷地内を全面禁煙にしていると回答した。

※問 4 で「2. 屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）」と回答した方にお聞きします。  
 問 5 第一種施設の屋外喫煙場所は、健康増進法に基づき、喫煙場所が明確に区分され、喫煙場所である旨の標識を提示し、かつ、施設利用者が通常立ち入らない場所とする必要がありますが、全ての要件を満たしていますか。（1つに○）

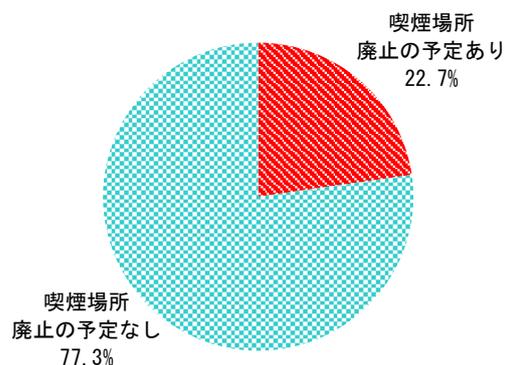
選択肢	回答数	%
満たしている	49	64.5
満たしていない	27	35.5
合計	76	100.0



屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）の施設を対象に、健康増進法における特定屋外喫煙場所の設置要件の遵守状況について聞いたところ、「満たしている」が 64.5%と、約 6 割が健康増進法の要件を満たした喫煙場所を設置していると回答した。

※問 4 で「2. 屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）」と回答した方にお聞きします。  
 問 6 今後、敷地内《屋外》にある喫煙場所を廃止する予定はありますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
喫煙場所廃止の予定あり	15	22.7
喫煙場所廃止の予定なし	51	77.3
合計	66	100.0



屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙場所あり）の施設を対象に、屋外にある喫煙場所を廃止する予定について聞いたところ、「喫煙場所廃止の予定なし」が 77.3%と、約 8 割が屋外の喫煙場所を廃止する予定はないと回答した。

問 7 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書き下さい。

無回答や「特になし」などを除き、63 の施設から意見が寄せられた。  
主な意見は次のとおり。

#### ■学校

##### ○規制・罰則の強化

- ・現状は敷地内全面禁煙にせざるを得ない状況であるため、そのように対応している。ただ、喫煙者の権利が完全に無視された改正法であるため、施設として対応しても個々の人間が法を犯せば意味がない。施行者による取り締まりが行われているわけでもなく、ポイ捨てが増えて困っている。施行者による対応、アフターケア等をお願いしたい。

##### ○喫煙者への対応等

- ・敷地内全面禁煙としているが、敷地外に出て喫煙するなど外見的不よろしくないこともある。禁止するばかりではなく、喫煙する側に対しての何らかの対応、対策も柔軟に必要である。

#### ■病院

##### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・喫煙者は敷地外で喫煙し、自分の中に残る臭さには気づかず行動する。タバコ臭を持ち込ませない行政的対応策を期待します。一企業の努力では喫煙者の偏った常識には通用しない。

##### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・受動喫煙防止対策を推進する事により、未成年及び非喫煙者への健康被害を抑制する働きをしていると考える為、今後とも推進していくべき対策と考えます。

#### ■診療所

##### ○規制・罰則の強化

- ・歩行中の喫煙者が散見される。禁煙区域が広がり、屋外であれば歩行中に喫煙しようということか？この点の取り締り対策はないものか。

##### ○喫煙者への対応

- ・全面禁煙としてますが、駐車場にて喫煙されている方が、時々いらっしゃって、対応に困っております。
- ・喫煙者に禁煙するように指導しています。

##### ○広報・周知の強化

- ・広報を強化すべきである。

##### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・受動”だけでいいんですか？加熱式も健康上問題あります。道はもっと積極的にやってほしいと思っています。
- ・喫煙場所以外全面禁煙を望む。歩きたばこの禁止を速かに。

## ■薬局等

### ○規制・罰則の強化

- ・電子タバコ、加熱式タバコなどについての健康被害や規制については？
- ・公共施設は全面禁煙にするべきである。

### ○規制緩和

- ・喫煙できるエリアが少なすぎると思う。これはこれで問題だと思う。

### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・病院の風除室からすでにタバコに火をつけている方もいる。喫煙者の意識から変えていかないと改善はしないかと。

### ○喫煙者への対応等

- ・敷地内または屋内全面禁煙は良いと私は思うが、屋内で第一種等の換気設備が整っているならば、屋内分煙で十分だと思う。

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・本施設は元々禁煙のため、道の条例制定後もあまり変化はありませんでした。タバコは百害あって一利なしですので、禁煙及び受動喫煙防止が少しでも進む事を願っております。

### ○調査方法等について

- ・この様な調査をする前に他角的に喫煙・禁煙について調査をしたでしょうか？一方的に「健康増進法」「受動喫煙防止」条例を制定していまさら何に役立てようとしているのか理解出来ない。屋内ならまだしも屋外までもと云うなら国がタバコを専売する行為を止めるべきではないでしょうか？

## ■国の機関(第一種施設)

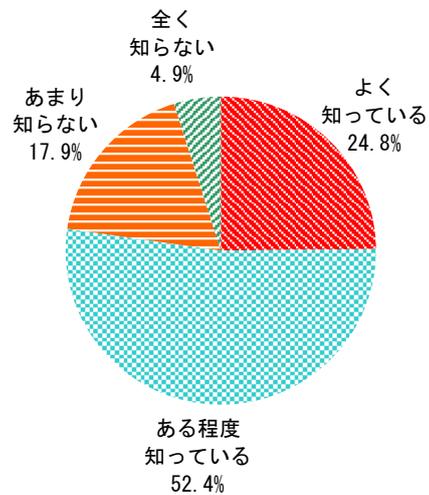
### ○規制・罰則の強化

- ・禁煙エリアに隣接する禁煙エリア外における路上喫煙の対策が必要。受動喫煙防止の観点からお願いしているが、あくまでもお願いベースであり効果があまりない。禁煙エリアの拡大が望まれる。

## 2-2 第二種施設

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

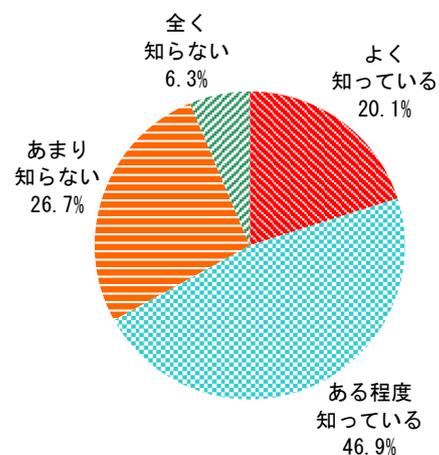
選択肢	回答数	%
よく知っている	260	24.8
ある程度知っている	549	52.4
あまり知らない	187	17.9
全く知らない	51	4.9
合計	1,047	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると77.2%であり、約8割が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

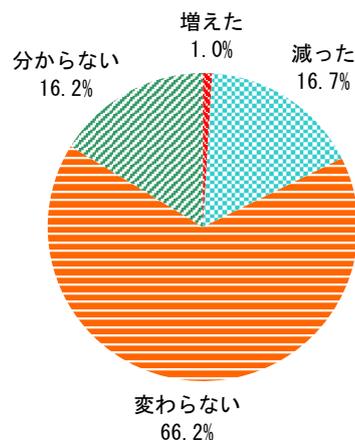
選択肢	回答数	%
よく知っている	210	20.1
ある程度知っている	491	46.9
あまり知らない	280	26.7
全く知らない	66	6.3
合計	1,047	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると67%であり、約7割が条例の内容を知っていると回答した。

問 3 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、利用者数に変化がありましたか。（1つに○）

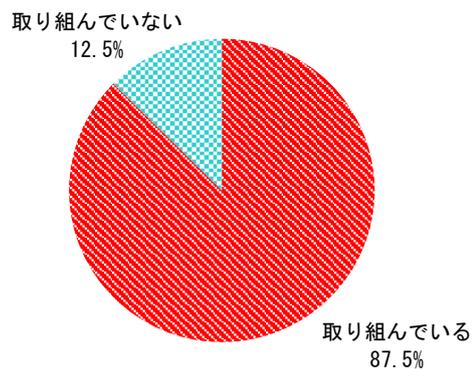
選択肢	回答数	%
増えた	10	1.0
減った	174	16.7
変わらない	690	66.2
分からない	169	16.2
合計	1,043	100.0



健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定による利用者数の変化について、「変わらない」と回答した割合が66.2%と最も高く、次いで「減った」が16.7%、「分からない」が16.2%、「増えた」は1.0%であった。

問 4 貴施設では、施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
取り組んでいる	907	87.5
取り組んでいない	130	12.5
合計	1,037	100.0

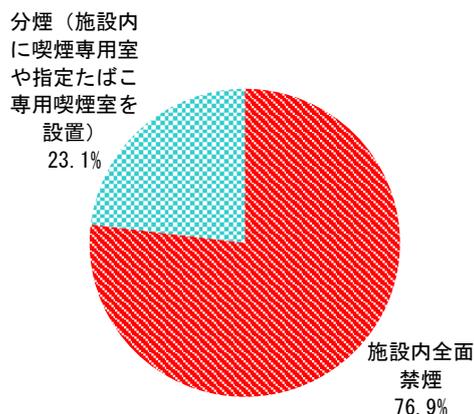


施設における受動喫煙防止対策の取組について、「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は87.5%であり、約9割が取り組んでいると回答した。

※「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問 5 貴施設が施設内で取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。（1つに○）

選択肢	回答数	%
施設内全面禁煙	696	76.9
分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）	209	23.1
合計	905	100.0

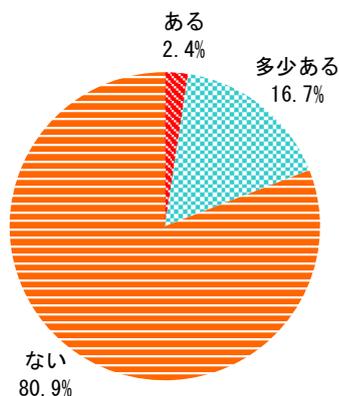


受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、対策の内容について聞いたところ、「施設内全面禁煙」が76.9%、「分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）」が23.1%であった。

※「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問 6 利用者から施設内でたばこを吸えないことについての苦情はありますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
ある	21	2.4
多少ある	146	16.7
ない	709	80.9
合計	876	100.0



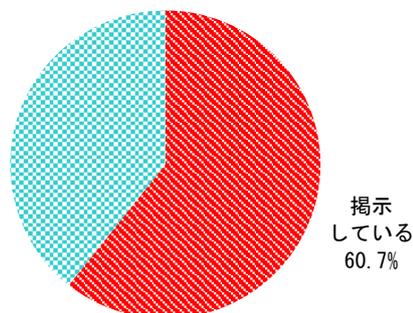
受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、施設内でたばこを吸えないことに関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が80.9%と最も高く、次いで「多少ある」が16.7%、「ある」が2.4%であった。

※問5で「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問7 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
掲示している	125	60.7
掲示していない	81	39.3
合計	206	100.0

掲示して  
いない  
39.3%



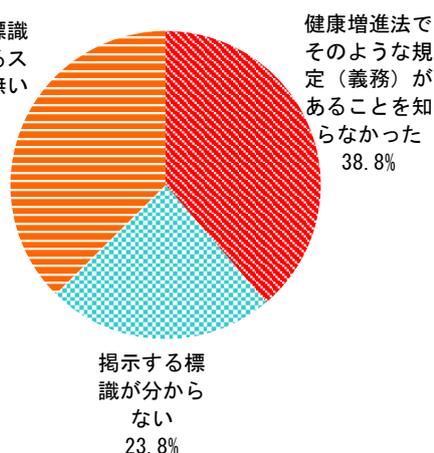
分煙に取り組んでいる施設を対象に、喫煙専用室等の標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」は60.7%、「掲示していない」は39.3%であった。

※問7で「2. 提示していない」と回答した方にお聞きします。

問8 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない主な理由は何ですか（1つに○）

選択肢	回答数	%
健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかった	31	38.8
掲示する標識が分からない	19	23.8
その他（標識を掲示するスペースが無いなど）	30	37.5
合計	80	100.0

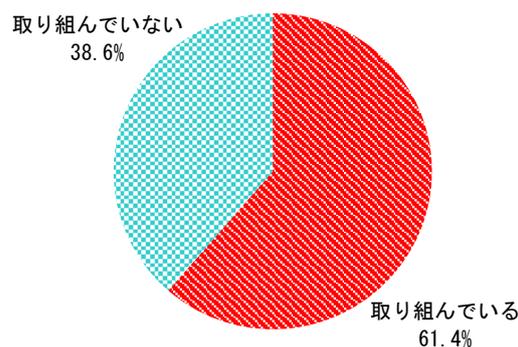
その他（標識  
を掲示するス  
ペースが無い  
など）  
37.5%



標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない施設を対象に、提示していない理由について聞いたところ、「知らなかった」の割合が38.8%と最も高く、次いで「その他」が37.5%、「分からない」が23.8%であった。

問 9 貴施設では、屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
取り組んでいる	620	61.4
取り組んでいない	390	38.6
合計	1,010	100.0

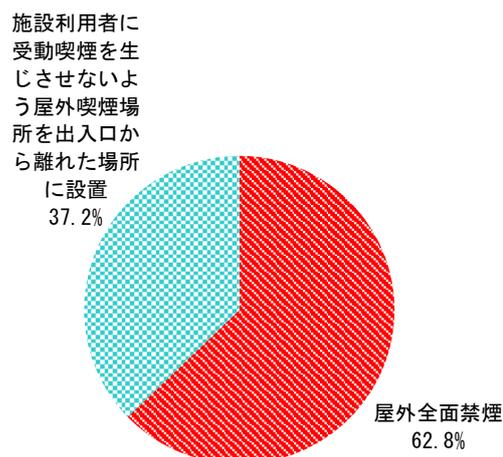


屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策の取組について、「屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は61.4%、「屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいない」が38.6%であった。

※「屋外（敷地内）における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問 10 貴施設が屋外（敷地内）で取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。（1つに○）

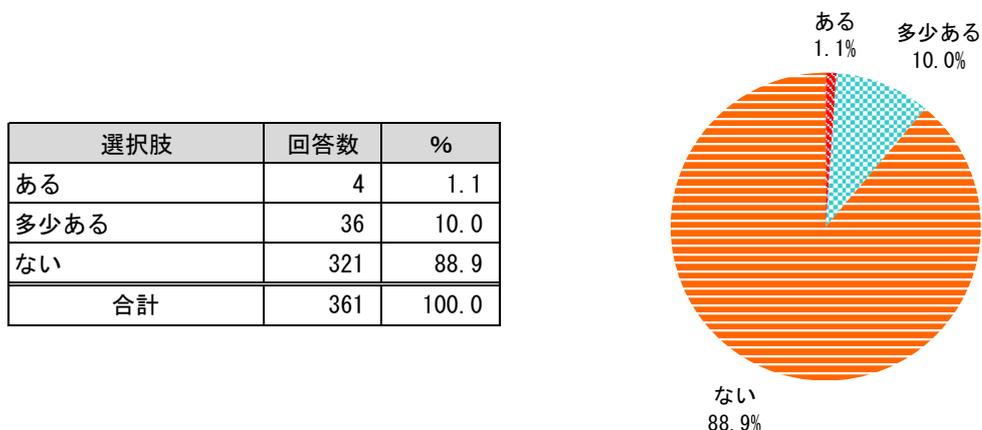
選択肢	回答数	%
屋外全面禁煙	381	62.8
施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	226	37.2
合計	607	100.0



受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を対象に、対策の内容について聞いたところ、「屋外全面禁煙」が62.8%、「施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置」が37.2%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

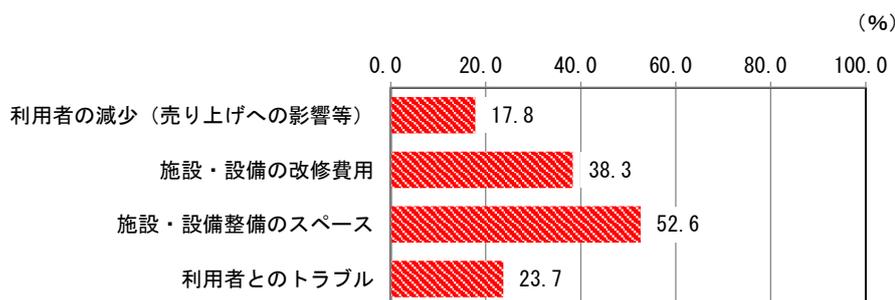
問11 この1年間で、利用者からたばこの煙についての苦情はありますか。（1つに○）



受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、施設利用者からのたばこの煙に関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が88.9%と最も高く、次いで「多少ある」が10.0%、「ある」が1.1%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問12 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。（あてはまるものに○）



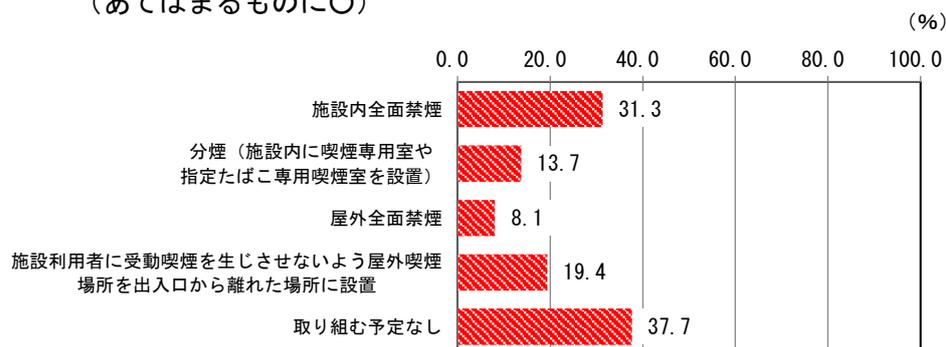
選択肢	回答数	%
利用者の減少（売り上げへの影響等）	51	17.8
施設・設備の改修費用	110	38.3
施設・設備整備のスペース	151	52.6
利用者とのトラブル	68	23.7

受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について聞いたところ、「施設・設備整備のスペース」の割合が52.6%と最も高く、次いで「施設・設備の改修費用」が38.3%、「利用者とのトラブル」が23.7%、「利用者の減少」が17.8%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問 13 貴施設では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。

(あてはまるものに○)



選択肢	回答数	%
施設内全面禁煙	89	31.3
分煙 (施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置)	39	13.7
屋外全面禁煙	23	8.1
施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	55	19.4
取り組む予定なし	107	37.7

受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、受動喫煙防止対策の取り組み予定について聞いたところ、「施設内全面禁煙」の割合が31.3%と最も高く、次いで「施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置」が19.4%、「分煙 (施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置)」が13.7%、「屋外全面禁煙」が8.1%であった。一方、「取り組む予定なし」は37.7%であった。

問 14 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書き下さい。

無回答や「特になし」などを除き、146 の施設から意見が寄せられた。  
主な意見は、次のとおり。

■劇場等

○改修費用・啓発品等の補助

・分煙にしたいが、スペースと費用が問題で取り組めない為全面禁煙にしています。

○喫煙者への対応

・いろいろと難しいのでその時々の主催者意向に沿うことにしています。

■競馬場等

(特に意見なし)

■集会場等

○規制・罰則の強化

・公園等で喫煙している人を見かける。徹底するためには罰則も必要ではないか。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・タバコのポイ捨てに困っている。毎朝、駐車場にタバコが落ちている。

○喫煙者への対応等

・当施設の関係者で喫煙者はおりませんがたばこ販売たばこ税などがある以上は対策をとっての喫煙は認めざる得ないと思います。

○広報・周知の強化

・受動喫煙防止啓発ポスター等を入手したい。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・灰皿設置の野外での喫煙は良いかと考えてます。とにかく迷惑をかけない喫煙が望ましい。

・基本的に禁煙としており、社会一般において公共の施設等で禁煙の理解が深まっていますので利用者の方には周知されています。

・当施設の禁煙実施については、屋内全面禁煙。屋外（敷地内）については喫煙エリアを限定しているが、この対策実施に当たっては、管理者及び利用者の意見を十分に聞いて実施に至った。

・もともと禁煙主義の団体なので、施設内は全面禁煙にしています。ただ、利用者に喫煙者がいる場合、敷地外での喫煙をしており、それに対する受動喫煙対策はしていませんでした、注意を呼びかけるなど、対策が必要なのかなと思いました。

・受動喫煙防止対策は素晴らしいと思います。ありがとうございます。

○調査方法について

・設問の流れがわかりづらい。

■屋内運動施設

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・電子タバコは吸い殻が出なくて、ゴミが残らないが、通常のタバコの吸い殻がどうしても路上や敷地内に落ちている。吸う人のマナーの向上をより強く啓発した方がいいと思います。（公共の外では吸わない。煙が周りの人の迷惑になります。など）。

### ○喫煙者への対応

- ・タバコを吸う人達が肩身の狭い思いをしているのが見ていてわかります。喫煙所設置の助成アドバイスを頂きたいと思えます。

## ■理容室等

### ○規制・罰則の強化

- ・防止対策は良いと思うがタバコを吸う施設が少ない事から歩きタバコ等が多く見られる。
- ・昨今のコロナの関係もあり、歩きタバコでさえすれ違う際に吸い込む煙に非常に抵抗感があります。単なる嗜好の違いではなく、外であろうと時間差でも人が行き来する場所では全面禁煙にしてほしいです。

### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・受動喫煙についてはほぼお客様は納得して下さいます。ただその法により歩きタバコや路上タバコの感じが薄れ、未だにポイ捨てする愛煙家の多さにはあきれます。その部分を少し強めに啓発して下さい。
- ・個人、個人のたばこに対する、認識は高まっていると思います。
- ・煙草の煙は吸ってない人にとっては、この上なく不快なものです。建物内では禁煙の効果はある程度守られていると思いますが道路でのマナーはまだまだポイ捨てする人を見かけます。問題視される部分だと思えます。

### ○喫煙者への対応等

- ・街中でもタバコを吸いながら歩いている方を見受けられますので喫煙所をもっと多く設置したら良いと思えます。
- ・敷地内であっても野外であれば喫煙を注意することは難しい。(客であればなおさら)
- ・当店は完全予約制であり、現状1人ずつの店舗利用しかない。喫煙者の後の予約がある場合、換気を行っているので今のところ問題は発生していない。(コロナ対策前から実施している。)
- ・お客様に喫煙者が多いので中々全面禁煙は難しい。

### ○広報・周知の強化

- ・受動喫煙防止のポスター設置。
- ・禁煙を協力していただけるようなポスターを考えます。

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・タバコを吸わない人間にとってこの対策は非常にありがたい。タバコくさい店には入らなければ良いし、子供達がいる場合も安心してお店に入れる。
- ・開店当初から禁煙を実施しているので市等から対策店としての証明書のモノを発行してほしい。
- ・3年位前から店に禁煙の紙を貼って協力をしていただきました。
- ・開店以来約20年当初から全面禁煙としているので利用者様も当たり前と思っているようです。
- ・自分のお金でタバコを買い吸うのに、店内禁煙に、文句を言う人がいますので、受動喫煙防止をもっと、もっと世の中に広めてほしい。
- ・店内全面禁煙にする口実ができて助かりました。

### ○調査方法について

- ・メールで返信出来たら良い。投函がめんどろ。

### ○改修費用・啓発品等の補助

- ・防止対策している事へのアピールするステッカーを目立つ様にPRしてもらいたい。
- ・受動喫煙防止対策に取り組みたいが資金面での調整がつきません。やはりコロナの影響が出ていて不景気なので。

## ■百貨店等

### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・施設内全面禁煙を実施し灰皿を全て撤去した事により吸い殻のポイ捨てがひどい状況。ルール、マナーでは対応に限界を感じています。

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・屋外の自家用車内での喫煙を、従業員に認めているが、2022年3月より、これを含め敷地内を全面禁煙にする予定。

## ■コンビニエンスストア

### ○規制・罰則の強化

- ・現在の条例や法令では喫煙する権利が喫煙しない権利を妨げている。コンビニエンスストアを営業しており、店内、店外全面禁煙としている。店舗出入口から遠く離れた車内等での喫煙程度は黙認しているが、店舗前で車両買いの喫煙者に注意すると、社用車であること、マイカーだが家族が嫌がること等自分勝手な理由しか言わない。法規制しないと喫煙しないは権利は守れない。

### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・受動喫煙防止対策については賛成ですが、タバコのポイ捨てが多く散見される。各人のモラルが悪い。
- ・当社はコンビニエンスストアを運営している。店舗全面は駐車場となっており通路ともなっている室外に灰皿等の設置はないが喫煙はフリーの状態である。専用喫煙室を設置しても店舗駐車場の関係から場所は限定され利用者はほぼゼロであると思われる、よって設置の予定はない。屋外での喫煙についていちいち監視する人的余裕はない。喫煙者のマナーに期待するほかない。

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・コロナ対策のひとつとして、店外も灰皿を撤去した。売り上げ客数の減少あり。他店では灰皿を置いているが、当店では、禁煙を進めていく。喫煙者は、吸うところがないので、少し可哀想である。

## ■銀行等

### ○規制・罰則の強化

- ・会議で使用するホテルも分煙しているが、タバコの臭いがもれるので、全面禁煙にすべきです。

### ○喫煙者への対応

- ・屋外（敷地内）における受動喫煙防止に対策を講じてはいないが、灰皿等は設置しておらず、敷地内で喫煙している人物は殆んど居ない。稀に出口付近にて携帯灰皿で喫煙している人物が居る程度。

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・受動喫煙及び禁煙対策はさらに国をあげて推進し、世の中からたばこのない社会を目指していただきたい。
- ・喫煙することより、周りへの悪影響があることから、大変良い対策と思います。当店といたしましても、引き続き、禁煙周知に努めて参ります。

### ○調査方法について

- ・このような調査で気づく事もあったので有効な調査と思います。

## ■駅舎等

### ○喫煙者への対応

- ・当社では平日8時から18時まで施設内禁煙であり、屋外に喫煙室を設けてます。
- ・弊社が入居しているビルの入口で喫煙している人がいる（当ビル利用者以外も）が、ビルの管理会社は管理をしっかりとせず、看板（注意書き）だけは置いてあるが、誰も気にしていない。弊社社員は誰も喫煙していないが、ビルに入るにはその入口を通らねばならず、受動喫煙になってしまう。とても不快だが、どうしようもなく困っている。

### ○広報・周知の強化

- ・受動喫煙防止のポスターがほしいです。喫煙場所に掲示して、受動喫煙が怖いことを周知させてほしい。

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・施設・店舗周辺に吸い殻入れを設置している所があります。吸わない人にとって非常に迷惑です。早期になくしてほしい。
- ・私は函館に赴任して間もないので条例は知りませんでした。弊社施設は完全禁煙で、空港内はまもなく喫煙スペースもなくなります。私はタバコを吸わないので禁煙は賛成です。

## ■動物園等

### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・20歳未満の者等が多く利用する、公園・屋外体育施設のため、管理者として市に対し屋外・公園内全面禁煙を要望しているが、市の公園の担当が禁煙に消極的。分煙等の対策も取り組んでいない。
- ・当施設では、道条例制定以前より屋内は終日禁煙を実施しており、喫煙は屋外にて灰皿のある場合限定と従来通りで行なっている。

### ○改修費用・啓発品等の補助

- ・屋外喫煙室を作る時、補助金申請が要件を満たせず、対象にならず費用負担が厳しい。お客様の理解は得られるものの、広い建物だと、屋内喫煙所を望む声も大きい。

## ■高齢者施設

### ○喫煙者への対応等

- ・当施設では利用者の皆様に施設内及び屋外での喫煙は出来ないことをお伝えした上で入所していただいているので問題は生じていない。
- ・健康上の問題もあるので、1人でも禁煙してほしいが7割の職員が喫煙しており、研修も出来ていない。

- ・喫煙の方は0にならないのでその人達をどうすればいいのか？喫煙場所を設置する必要はあるのかがわからない。
- ・グループホームでは、利用者の方が吸っていたため、受動喫煙についての説明を行い、理解をもらう事について、難しさを感じた。

#### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・健康経営観点からも取り組むことが必須の項目と捉えています。受動喫煙防止が今以上に世の中に浸透することを願います。
- ・禁煙は進めていった方がいいと思います。

### ■宿泊施設

#### ○喫煙者への対応等

- ・お客様自身の車の中で喫煙してもらっている。屋外全面禁煙までは考えていなかった。今のところ、トラブルはない。

#### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・今の宿泊する方々は本人が一番わかっていて公共の場所では喫煙する人はいません。受動喫煙防止がいきわたっているんだと感じています。

### ■国の機関(第二種施設)

#### ○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・たばこのポイ捨てが多いためその対策についてもご検討いただきたい。

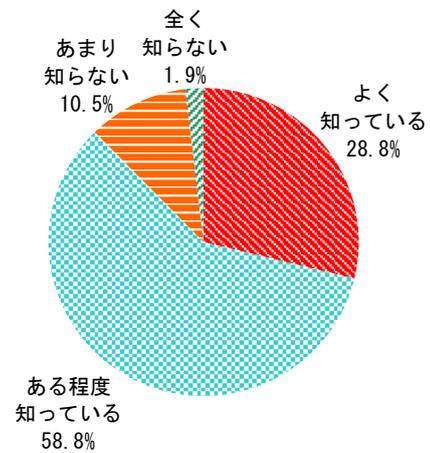
#### ○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・施設内で喫煙を確認することはないが、施設近隣の路上（公道）喫煙は時おり見かけることがある。歩行者には甚だ迷惑であり、受動喫煙防止対策はまだまだ強化する必要があると思われる。

## 2-3 飲食店

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

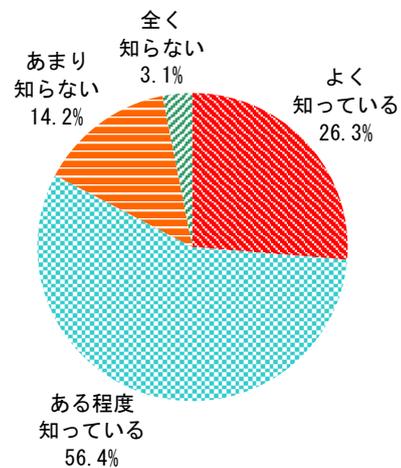
選択肢	回答数	%
よく知っている	261	28.8
ある程度知っている	533	58.8
あまり知らない	95	10.5
全く知らない	17	1.9
合計	906	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると87.6%であり、約9割が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すとされていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

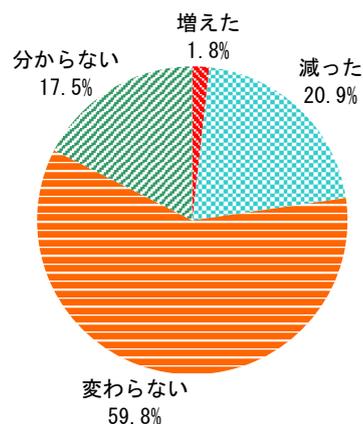
選択肢	回答数	%
よく知っている	239	26.3
ある程度知っている	512	56.4
あまり知らない	129	14.2
全く知らない	28	3.1
合計	908	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると82.7%であり、約8割が条例の内容を知っていると回答した。

問 3 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、この1年間で利用客数に変化がありましたか。(1つに○)

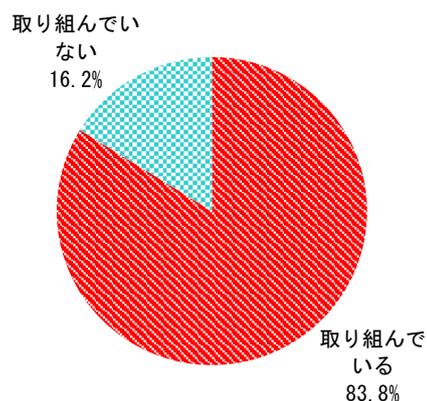
選択肢	回答数	%
増えた	16	1.8
減った	189	20.9
変わらない	541	59.8
分からない	158	17.5
合計	904	100.0



健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定による利用者数の変化について、「変わらない」と回答した割合が59.8%と最も高く、次いで「減った」が20.9%、「分からない」が17.5%、「増えた」は1.8%であった。

問 4 貴店では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
取り組んでいる	741	83.8
取り組んでいない	143	16.2
合計	884	100.0

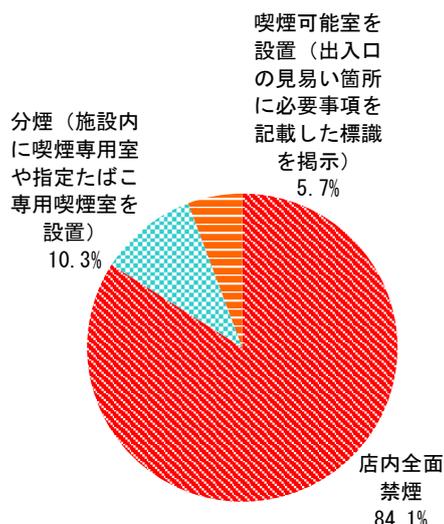


施設における受動喫煙防止対策への取組について、「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は83.8%、「施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいない」は16.2%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」方にお聞きします。

問5 貴店が取り組んでいる受動喫煙防止対策の内容をお答えください。（1つに○）

選択肢	回答数	%
店内全面禁煙	622	84.1
分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）	76	10.3
喫煙可能室を設置（出入口の見易い箇所に必要事項を記載した標識を掲示）	42	5.7
合計	740	100.0

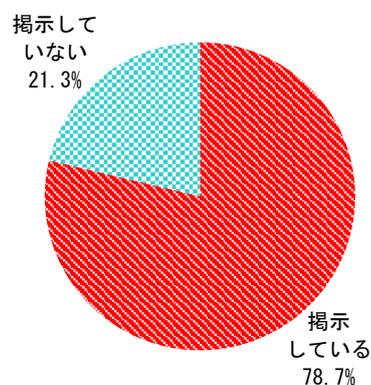


受動喫煙防止対策に取り組んでいる店を対象に、対策の内容について聞いたところ「店内全面禁煙」の割合が84.1%と最も高く、次いで「分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）」が10.3%、「喫煙可能室を設置（出入口の見易い箇所に必要事項を記載した標識を掲示）」が5.7%であった。

※問5で「1. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問6 道条例では、出入口の見やすい箇所に禁煙標識（ステッカー等）を掲示する義務がありますが、掲示を行なっていますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
掲示している	489	78.7
掲示していない	132	21.3
合計	621	100.0

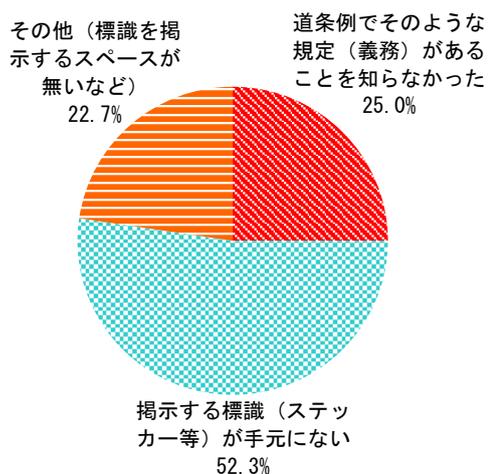


店内全面禁煙の対策をとっている店を対象に、禁煙標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」が78.7%、「掲示していない」が21.3%であった。

※問6で「2. 提示していない」と回答した方にお聞きします。

問7 禁煙標識（ステッカー等）を掲示していない主な理由は何ですか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
道条例でそのような規定（義務）があることを知らなかった	32	25.0
掲示する標識（ステッカー等）が手元にない	67	52.3
その他（標識を掲示するスペースが無いなど）	29	22.7
合計	128	100.0

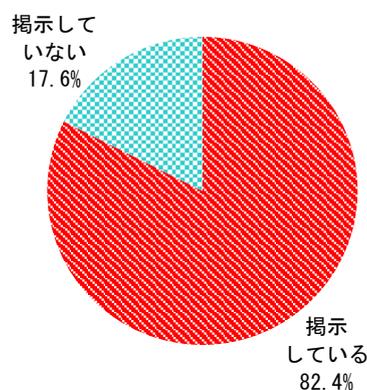


禁煙標識を掲示していない施設を対象に、提示していない理由について聞いたところ、「提示する標識（ステッカー等）が手元にない」の割合が52.3%と最も高く、次いで「道条例でそのような規定（義務）があることを知らなかった」が25.0%、「その他（標識を掲示するスペースが無いなど）」が22.7%であった。

※問5で「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問8 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行なっていますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
掲示している	61	82.4
掲示していない	13	17.6
合計	74	100.0

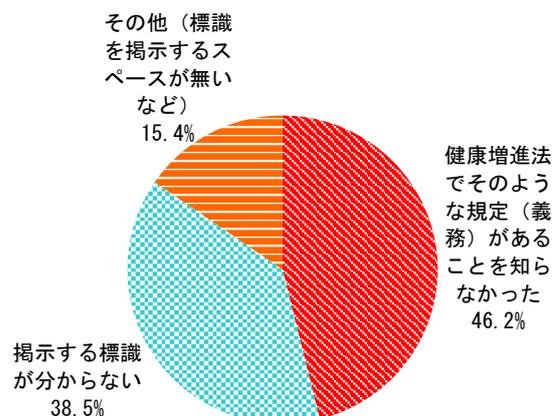


分煙対策をとっている店を対象に、喫煙専用室等の設置に関する標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」が82.4%、「掲示していない」が17.6%であった。

※問8で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問9 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない理由は何ですか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかった	6	46.2
掲示する標識が分からない	5	38.5
その他（標識を掲示するスペースが無いなど）	2	15.4
合計	13	100.0

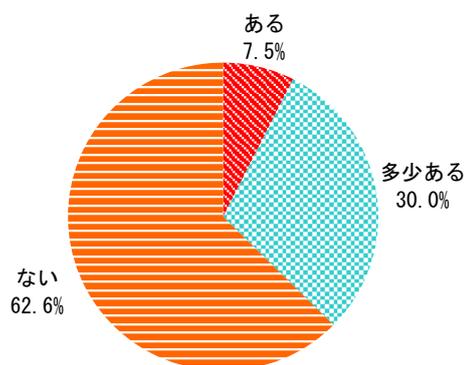


標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない施設を対象に、提示していない理由について聞いたところ、「知らなかった」の割合が46.2%と最も高く、次いで「分からない」が38.5%、「その他」が15.4%であった。

※問5で「1. 店内全面禁煙」または「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問10 利用者からたばこを吸えないことについての苦情はありますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
ある	50	7.5
多少ある	201	30.0
ない	420	62.6
合計	671	100.0

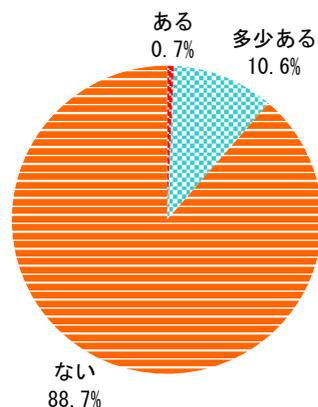


店内全面禁煙または分煙の対策をとっている店を対象に、店内でたばこを吸えないことに関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が62.6%と最も高く、次いで「多少ある」が30.0%、「ある」が7.5%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問11 この1年間で利用客から、たばこの煙についての苦情はありますか。（1つに○）

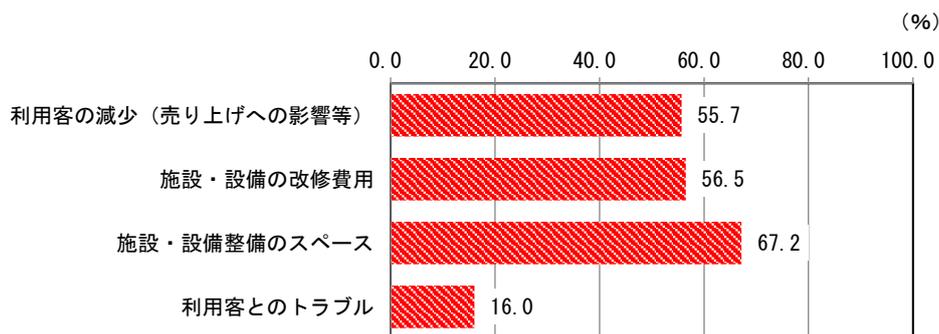
選択肢	回答数	%
ある	1	0.7
多少ある	15	10.6
ない	125	88.7
合計	141	100.0



受動喫煙防止対策に取り組んでいない店を対象に、施設利用者からのたばこの煙に関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が88.7%と最も高く、次いで「多少ある」が10.6%、「ある」が0.7%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問12 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。（あてはまるものに○）



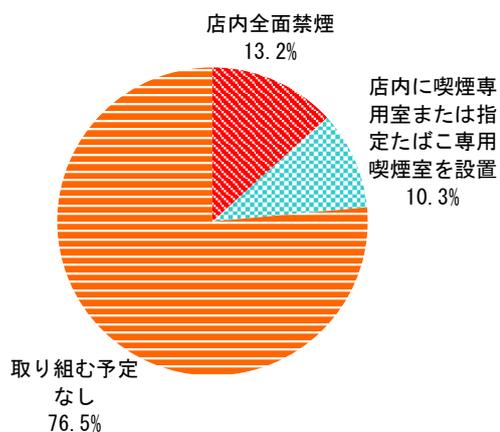
選択肢	回答数	%
利用客の減少（売り上げへの影響等）	73	55.7
施設・設備の改修費用	74	56.5
施設・設備整備のスペース	88	67.2
利用客とのトラブル	21	16.0

受動喫煙防止対策に取り組んでいない店を対象に、今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について聞いたところ、「施設・設備整備のスペース」の割合が67.2%と最も高く、次いで「施設・設備の改修費用」が56.5%、「利用客の減少（売り上げへの影響等）」が55.7%、「利用客とのトラブル」が16.0%であった。

※「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」方にお聞きします。

問 13 貴店では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。（1つに○）

選択肢	回答数	%
店内全面禁煙	18	13.2
店内に喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室を設置	14	10.3
取り組む予定なし	104	76.5
合計	137	100.0

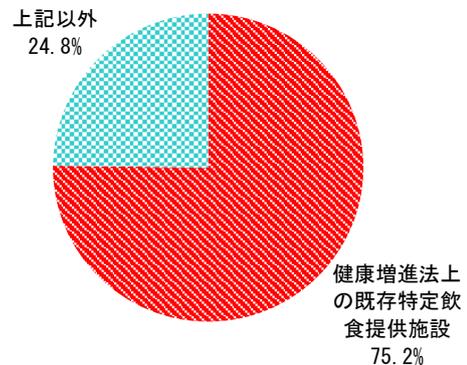


受動喫煙防止対策に取り組んでいない店を対象に、受動喫煙防止対策への取り組み予定について聞いたところ、「店内全面禁煙」が13.2%、「店内に喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室を設置」が10.3%であった。一方、「取り組む予定なし」は76.5%であった。

※全店にお聞きします。

問 14 貴店の経営規模等をお答えください。(1つに○)

選択肢	回答数	%
健康増進法上の既存特定飲食提供施設	664	75.2
上記以外	219	24.8
合計	883	100.0

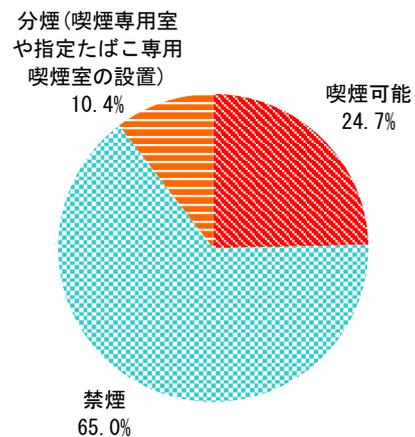


飲食店の経営規模について、「健康増進法上の既存特定飲食提供施設」の割合は75.2%と、約8割が既存特定飲食提供施設であると回答した。

※問 14 で「1. 既存特定飲食提供施設」と回答した方にお聞きします。

問 15 貴店は、店内を喫煙可能としていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
喫煙可能	145	24.7
禁煙	382	65.0
分煙(喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の設置)	61	10.4
合計	615	100.0

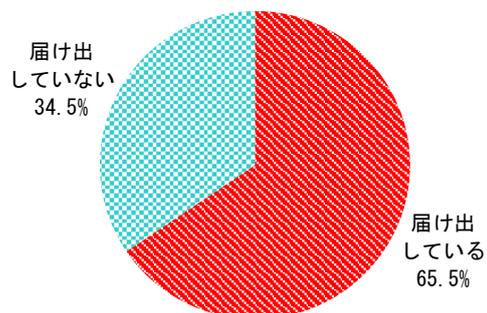


既存特定飲食提供施設を対象に、店内の喫煙可否について聞いたところ、「禁煙」の割合が65.0%と最も高く、次いで「喫煙可能」が24.7%、「分煙(喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の設置)」が10.4%であった。

※問 15 で「1. 喫煙可能」と回答した方にお聞きします。

問 16 健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設の届出を最寄りの保健所に行っていますか。  
(1つに○)

選択肢	回答数	%
届け出している	95	65.5
届け出していない	50	34.5
合計	145	100.0



店内での喫煙可能と回答した店を対象に、健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設の届出について聞いたところ、「届け出している」の割合が 65.5%、「届け出していない」が 34.5%であった。

問 17 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書き下さい。

無回答や「特になし」などを除き、124 の施設から意見が寄せられた。  
主な意見は、次のとおり。

**○規制・罰則の強化**

- ・店内で勝手に喫煙する人がいる。喫煙する人に罰則をお願いしたい。

**○規制緩和**

- ・店の売り上げが減った。お酒を飲んで喫煙しに行くとき転倒する等トラブルも多い、飲食店については喫煙可能にして頂きたい。
- ・お酒の席ではたばこを吸いながらゆっくりお酒を飲んで気持ち良く帰ってもらいたい。客同士の嫌な思いをしている姿は見たくない、この制度は無くしてほしいです。
- ・あまり厳しくする事には反対です

**○喫煙者のマナー・モラル等の向上**

- ・法改正前より当店は全面禁煙ですので、苦情はありませんが、ゴミなどが平気で店前に捨てられています（吸い殻、空箱）。マナーを指導すべきです。
- ・駐車場でポイ捨てする人が増えて、とても危なくなった。

**○喫煙者への対応等**

- ・店外に喫煙のベンチを用意しております。喫煙する方達は協力して頂いています。
- ・喫煙は個人的には嫌ですが喫煙する人にとっては、いこいの場として思うとなかなか禁煙とは言えず OK しています。
- ・ほとんどのお客様はタバコを吸わなくなりました。どうしても吸いたい方は、電子タバコなどに変えて、本人自身が対処しています。タバコを止める為にも努力しています。
- ・お客様が飲食店では禁煙との認識している方が多くなりました。
- ・喫煙はかなり減りました。お客様で体調（ぜん息）の悪い方がいたら喫煙は遠慮していただくようにしています。

**○広報・周知の強化**

- ・すすきのに店舗を構えているが、「すすきのは何処でも吸える」という印象を持った方が多く見られます。すすきの全体のイメージを変えるのは難しいですが、提示物などを多くして払拭できないでしょうか。
- ・とてもわかりにくいし認知度が低すぎると思う。
- ・受動喫煙防止のことを、もっとマスコミなどで、言ってほしい。

**○受動喫煙防止対策の実施・推進**

- ・当店は開業した時から体に優しい食事を目指しているので禁煙は当然の考えております。喫煙に必要なグッズは設置しておらず店内には禁煙の札をかけさせて頂いております。
- ・受動喫煙防止対策は大変うれしい事です。これからも続けて行きたいと思っております。食事をしていて横からタバコの臭いがするとガッカリします。うちは防止して行きます。
- ・当店は全面禁煙しているのは、法律に関係なくタバコが嫌いだからであり、客のためを思っているからである。健康増進法が改正になる以前から全面禁煙を行っており、出入り口に表示義務があるとは納得いかない。禁煙の店が表示するのではなく、喫煙ができる店が表示するのが筋ではないのか。

- ・店内では全面禁煙を実施している為、従業員も店内での喫煙は行わず、店外の指定場所にて喫煙している。お客様も店舗入り口外に場所を作り喫煙していただいている。全面禁煙は導入すれば、お客様も慣れてくる。
- ・リニューアル工事後からステッカーなどうっかり標示してませんでした。ステッカーを掲示致します。又、道が作成した標識もプリントアウトして掲示します。教えていただきましてありがとうございます。
- ・まだまだ喫煙 OK としている店がありますが食事中にタバコを吸われると食事はずかしくなりますし本当に不快です。食べ物屋はすべて禁煙に強制すべきだと思います。その働きかけよろしく願いいたします。
- ・条例によって喫煙防止になった事は大変ありがたく思います。今後も一層厳しく強化される事を願っています。
- ・全面禁煙を始めた頃は苦情がありましたが今はほとんど減りました。
- ・全面禁煙にして不安（客の来店減）がありましたがスムーズに移行でき、今は若い喫煙者（駐車場又は自家用車内で喫煙する方）にこの際だから健康の為、禁煙してはと進めています。最近は全面禁煙の店として来客が増えております。

#### ○対応の難しさ

- ・喫煙出来るから来店くださるお客もいるので対策をしづらい。逆に 20 歳未満を断るのも営業・売上に支障きたしている。飲食店潰しの条例のように思われる。
- ・店内は禁煙にしていますがビル内に喫煙所があるわけでもないので利用客が店外(路上喫煙)に出て喫煙する方が増えました。
- ・店舗の外に灰皿を置いて対応していますが、北海道なので寒さ、雪などで困っています。せめて屋根でもと思いますが予算もなく、助成金でも出して頂けたら幸いです。正直、コロナ禍もあり、客数の減少ははっきりしませんが喫煙できるお店に行っているお客様は多いです。

#### ○改修費用・啓発品等の補助

- ・当店はビル 2F にあり、店舗外に喫煙スペースをおけない。ビル側に設置等あればよいのですが。店側ばかりではなく、ビル側に設置義務等条例等あればよいのですが。コロナで大打撃をうけ、これ以上費用投下できません。
- ・コロナ禍で売上減少。喫煙スペースを設けたいが費用、スペースの問題で取り組めていない。
- ・受動喫煙には理解しています。しかしながら設備スペース、設備の改修費用の部分で先に進めない状況です。

#### ○タバコの販売・税について

- ・受動喫煙防止対策を志みるなら、タバコの販売をやめるべき。

#### ○調査方法について

- ・一律での調査の時期はもう過ぎたのではないかと思います。禁煙を実施している店と喫煙可能店となんらかの差別化を図ってほしい。受動喫煙防止対策をしても、なんだか同じ扱いを受けている様な気がしてしまいます。
- ・手間がかかるので、web で回答させてもらえるよう、ご検討願います。